

3 介護保険制度

名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
被保険者証の交付	介護保険被保険者の資格があることを証するもので、認定申請や介護サービスを利用するときに使うため、交付する。	法第12条	1 第1号被保険者 市内に住所を有する65歳以上の者 2 第2号被保険者 市内に住所を有する40歳から65歳未満の医療保険加入者で、 ① 要介護・要支援認定申請をした者 ② 被保険者証の交付を申請した者 3 住所地特例者 上記1、2の者で、市外の介護保険施設に入所し、そこへ住所を異動させた者
介護保険料の徴収猶予・減免	災害による損害、稼得者の死亡などによる収入の減少等に該当する者の介護保険料について徴収猶予・減免を行う。	法第142条 市介護保険条例第10・11条	1 第1号被保険者又はその属する世帯の生計維持者が、災害により住宅等の財産に著しい損害を受けた場合 2 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が死亡、心身への重大な障害、長期入院したことにより著しく収入が減少した場合 3 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が事業の休廃業、事業への著しい損害、失業等により著しく収入が減少した場合 4 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が干ばつ、冷害等による農作物の不作等により著しく収入が減少した場合 5 その他特別な事情があると認められた場合

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 第1号被保険者 65歳到達月の前々月末に被保険者証を交付する。(長野市への転入時点で65歳以上の者に対しては、転入届出日から数日後に交付) 2 第2号被保険者 認定申請提出者及び被保険者証交付申請者に対して交付する。	1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 第1号被保険者 申請の必要はない。(身体障害者療護施設等の適用除外施設を退所した者は、資格取得届を提出) (2) 第2号被保険者 認定申請書または被保険者証交付申請書 (3) 住所地特例に該当する場合 住所地特例適用届	既に被保険者証の交付を受けている第2号被保険者が65歳に到達したときには、改めて交付しない。 ※転出、死亡などにより被保険者の資格が喪失した場合は、被保険者証を介護保険課又は各支所へ返還する。
介護保険料の徴収猶予(最高10か月)または減額、免除	1 申請先 介護保険課 2 必要書類等 (1) 徴収猶予・減免申請書 (2) 徴収猶予・減免を受けようとする理由を証する書類 (3) 同意書 (4) 印鑑 3 申請期限(減免申請のみ) 普通徴収者…納期限前7日まで 特別徴収者…年金支払月の8日まで	

■第 1 号被保険者（65歳以上）の介護保険料

(令和 7 年度)

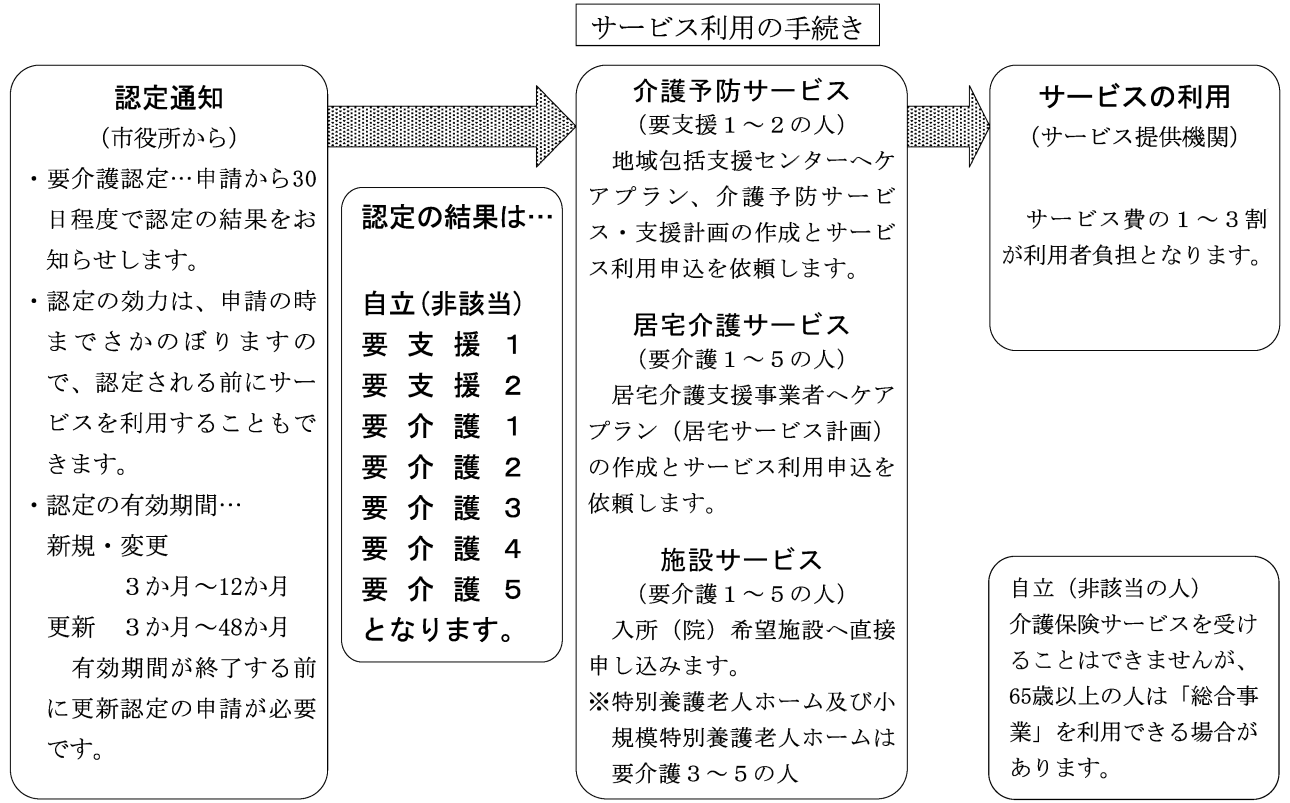
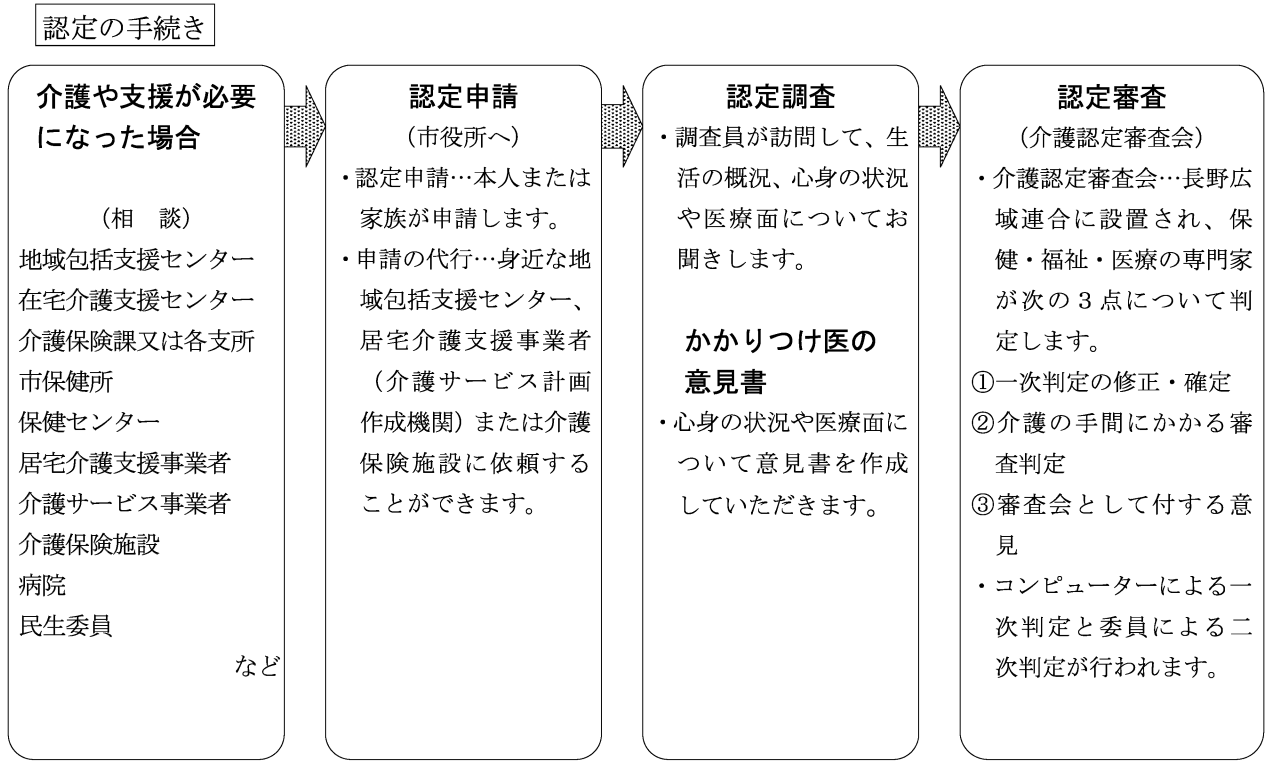
段 階	対 象 者	年 額
第 1 段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	19,050円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80.9万円を超え120万円以下の人	32,310円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	46,600円
第 4 段階	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	59,530円
第 5 段階 (基準額)	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80.9万円を超える人	68,040円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	78,240円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	86,750円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	102,060円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	115,660円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	129,270円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	142,880円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上1,000万円未満の人	156,490円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	163,290円

■第 2 号被保険者（40～64歳）の介護保険料

加入している健康保険料の中に介護保険料が含まれる。
保険料の算定は、それぞれの健康保険組合（国民健康保険、社会保険、共済組合など）で独自に決めている。

名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
要介護（要支援） 認定	保険給付を受けようとする被保険者の要介護状態の区分を定めるもの 被保険者は、認定された状態区分に応じて、介護保険サービスを利用できる。	法第27、32条	市内に住居する40歳以上の者で次に該当する者 (1) 65歳以上の者で寝たきり、認知症又は虚弱等により介護や支援が必要な者 (2) 40歳以上65歳未満の者で、加齢が原因とされる※病気により、介護や支援が必要な者 ※特定疾病（16種類） ・筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、多系統萎縮症、初老期における認知症、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、糖尿病性の神経障害・腎症・網膜症、脳血管疾患、パーキンソン病関連疾患、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、がん（医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
次に掲げる事項について要介護（要支援）認定を行う。 (1) 要介護状態区分 (2) 対象サービスの指定（必要な場合のみ） (3) 認定有効期間（新規・変更申請は原則 6 か月、更新申請は原則12か月）	1 申請先 (1) 介護保険課又は各支所、市保健所 申請代行先 居宅介護支援事業者又は介護保険施設への依頼可 2 必要書類 (1) 介護保険被保険者証 (2) 認定申請書	



名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
介護給付 予防給付	要介護又は要支援の認定を受けた被保険者に、要介護状態区分に応じて介護保険給付を行う。	法第18、40、52条	要介護、要支援認定を受けた者

給 付 内 容			申 請 手 続	備 考
○費用の9～7割を支給する 介護給付（要介護者が利用できる） ◇居宅サービス 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所、福祉用具貸与ほか ◇地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 予防給付（要支援者が利用できる） ◇介護予防サービス 介護予防訪問看護、介護予防訪問入浴介護、介護予防福祉用具貸与ほか ◇地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2の人のみ） ■主な在宅サービスの利用限度額			次を除いて手続不要（現物給付） ○住宅改修費の支給 1 申請先 介護保険課、介護保険担当（篠ノ井支所駐在）、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条の各支所 2 事前申請（工事前） (1) 長野市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（工事前） (2) 住宅改修が必要な理由書 (3) 工事費見積書 (4) 日付入り改修前写真 (5) 住宅所有者の承諾書（住宅の所有者が申請者でない場合） (6) 図面 (7) 受領委任払い承認申請書及び委任状（受領委任払い方式を利用する場合） (8) 介護保険被保険者証 3 完了報告 (1) 長野市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了報告書 (2) 住宅改修費に要した費用に係る領収書（被保険者あてのもの） (3) 工事費内訳書 (4) 日付入り改修後写真 (5) 介護保険被保険者証 ○福祉用具購入費の支給 1 申請先 介護保険課又は介護保険担当（篠ノ井支所駐在） 2 必要書類等 (1) 福祉用具購入費支給申請書 (2) 領収書（被保険者あてのもの） (3) パンフレット（写し可） (4) 介護保険被保険者証	
■他の在宅サービスの利用限度額				
◇施設サービス（要介護者が利用できる） ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設（老人保健施設） ・介護医療院				

名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
高額介護（介護予防）サービス費の支給（総合事業含む）	利用者負担の軽減を図るため、介護保険のサービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用した要介護者等が1か月に支払った自己負担額が基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する。 なお、同じ世帯に介護保険のサービスを利用した要介護者等が複数いる場合は世帯全体の自己負担額が基準額を超えた場合に支給する。	法第51条、 法第61条	介護保険のサービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用した要介護者等 ただし、1か月の負担額から次の費用負担を除く 住宅改修費、福祉用具購入費、施設の食費・居住費・日常生活費、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービス費等
高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給（総合事業含む）	利用者負担の軽減を図るため、毎年8月1日から翌年7月31日の1年間に支払った医療保険と介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する。	法第51条の2、 法第61条の2	介護保険サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用した要介護者等と、同一の医療保険に加入する方（世帯内の同一の医療保険の加入者ごとに計算する。） ただし、1年間の自己負担額から次の費用負担を除く 高額介護（介護予防）サービス費、住宅改修費、福祉用具購入費、施設の食費・居住費・日常生活費、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービス費等

給 付 内 容		申 請 手 続	備 考
要介護者等が1ヵ月に支払った額が次の上限額を超えた金額 なお、同じ世帯に要介護者等が複数いる場合は世帯全体の利用者負担額が次の上限額を超えた金額		対象者には事前に勧奨通知を送付する。 1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 長野市高額介護（介護予防）サービス費支給申請書 (2) 介護保険被保険者証 (3) 預貯金通帳 (4) 「高額介護（介護予防）サービス費給付のお知らせ」通知	申請から支給までに2～3か月程度かかるため、この間支給額の8割までを貸付する制度がある。
区 分	自己負担の世帯上限額（月額）		
市民税課税世帯に属し、同世帯の第一号被保険者の所得が			
課税所得690万円以上の人	140,100円		
課税所得380万円以上690万円未満の人	93,000円		
課税所得145万円以上380万円未満の人	44,400円		
住民税課税世帯に属する人	44,400円		
市民税非課税世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が			
80.9万円※を超える人	24,600円		
80.9万円※以下の人	(個人負担上限額 15,000円)		
生活保護を受けてる人	15,000円		
※令和7年7月まで80万円になります			
毎年8月1日から翌年7月31日の1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が次の基準額を超えた金額 ただし、医療保険者からは「高額介護合算療養費」、介護保険者からは「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」として支給する。		対象者には事前に勧奨通知を送付する。 申請は、基準日（7月31日）に加入する医療保険の窓口 ただし、被用者保険に加入される方等は事前に介護保険の自己負担額証明書の交付申請を行う。 1 自己負担額証明書の申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書 (2) 介護保険被保険者証 (3) 基準日に加入する医療保険の被保険者証 (4) 預貯金通帳 (5) 印鑑	
医療保険者 区分 各医療保険者の所得区分	世帯での自己負担上限額		
	後期高齢者 ＋介護保険 (75歳以上)	国民健康保険又は被用者保険＋介護保険（70～74歳の人 がいる世帯）	国民健康保険又は被用者保険＋介護保険（70歳未満の人 がいる世帯）
現役並み所得者Ⅲ （課税所得690万円以上）	212万円	212万円	212万円
現役並み所得者Ⅱ （課税所得380万円以上 課税所得690万円未満）	141万円	141万円	141万円
現役並み所得者Ⅰ （課税所得145万円以上 課税所得380万円未満）	67万円	67万円	67万円
一般（課税所得145万円未満）	56万円	56万円	60万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円	34万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円	

名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
特定入所者介護 (介護予防) サービス費の支給	介護保険施設利用者等の負担軽減を図るため、所得に応じて食費・居住費の1日当たりの負担額を定める。	法第51条の3、法第61条の3	施設サービス(介護老人福祉施設(地域密着型を含む)・介護老人保健施設・介護医療院)及び特定の在宅サービス(短期入所生活介護・短期入所療養介護)を利用する者で、市町村民税非課税世帯に属する者 別世帯でも配偶者が市町村民税を課税されている場合は対象外 預貯金額等が年金収入額等に応じて設定された金額以下であること。 ※グループホームを利用する者は除く
旧措置入所者に関する経過措置	法施行日に特別養護老人ホームに入所していた者について、急激な負担増を緩和するため、従前の費用徴収額を上回らないように利用料・食費・居住費を設定する。	法施行法第13条	法施行日(平成12年4月1日)の入所者
利用者負担の減免	災害等特別な事情がある場合に、利用者負担を減免する。	法第50条 法第60条	1 被保険者又は主たる生計維持者が災害により、住宅、家財等に著しい損害を受けた場合 2 主たる生計維持者の収入が、死亡、入院、事業の休廃業、失業、農作物の不作等で著しく減少した場合

給付内容			申請手続			備考	
			1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 負担限度額認定申請書 (2) 同意書（申請書裏面） (3) 預貯金額等の写し（名義人、口座番号がわかるページ及び直近2カ月以内の最終残高が記載されている部分の写し） ※配偶者がいる場合は配偶者の預貯金額の写しも必要（別世帯でも同様） (4) 印鑑 (5) 介護保険被保険者証				
○食費・居住費の「負担限度額」について							
利用者負担段階	審査要件		食費の負担限度額（日額）	居住費の負担限度額（日額）			
	年金収入額等 ※1	預貯金額合計（配偶者も含む） ※2		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	老齢福祉年金受給者		300円 【300円】	880円	550円	550円 （（380円））	0円
	生活保護受給者						
第2段階	80.9万円以下の場合 ※3	650万円以下（1.650万円以下）	390円 【600円】	880円	550円	550円 （（480円））	430円
第3段階①	80.9万円を超え120万円以下の場合 ※3	550万円以下（1.550万円以下）	650円 【1,000円】	1,370円	1,370円	1,370円 （（880円））	430円
第3段階②	120万円を超える場合	500万円以下（1.500万円以下）	1,360円 【1,300円】	1,370円	1,370円	1,370円 （（880円））	430円
（（ ））内は介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額。 【 】内は短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合の負担限度額。 ※1 年金収入額等＝課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額（年金の所得金額を除く）。 ※2 40～64歳は年金収入額等に関わらず、預貯金額は単身1,000万円以下（配偶者がいる場合は両者で2,000万円以下）であること。 ※3 令和7年7月まで基準額は80万円になります。							
○居室の種類・所得内容により給付額が異なります。 詳しくは介護保険課まで			1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 利用者負担額減額・免除等認定申請書（旧措置入所者） (2) 特定負担限度額認定申請書（旧措置入所者） (3) 介護保険被保険者証				
○給付割合 利用料の減免、免除。 申請日の属する月の初日から12か月の利用にかかる給付			1 申請先 介護保険課 2 必要書類等 (1) 利用者負担額減免申請書 (2) 収入状況申出書 (3) 同意書 (4) 介護保険被保険者証 (5) 収入状況が確認できるもの				

名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
社会福祉法人等利用者負担軽減事業	低所得者の利用者負担の軽減を図る。	要綱（国の特別対策）	市町村民税非課税世帯で、次の要件を全て満たす者及び生活保護受給者 1 年間収入が単身世帯で150万円以下の者。ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 2 預貯金等が単身世帯で350万円以下の者。ただし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 3 日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない 4 負担能力のある親族等に扶養されていない 5 介護保険料を滞納していない
特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担の減額	振興山村等地域に所在する指定訪問介護事業所等が行う訪問介護サービス等を利用する者の負担軽減を図る。	要綱（国の特別対策）	市町村民税本人非課税で、次の者を除く 1 生活保護受給世帯 2 訪問介護利用者負担減額認定者 3 社会福祉法人等による利用者負担軽減対象者
訪問介護利用者負担の減額	低所得の障害者の急激な負担増を緩和する。	要綱（国の特別対策）	障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として負担額が0円となっている者で、次のいずれかに該当することによって介護保険へ移行する者。 1 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者。 2 40歳から64歳までの特定疾病により介護保険の適用を受ける者。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
○社会福祉法人・広域連合が提供する下記のサービスを利用した場合の利用料（1割負担分）・食費・居住費（滞在費）及び宿泊費の1／4を軽減する。 ・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、複合型サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス、第一号通所事業のうち介護予防通所介護相当サービス ※高齢福祉年金受給者は1／2 ※生活保護受給者は、個室の居住費のみ全額軽減対象	1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書 (2) 家計状況申出書 (3) 同意書 (4) 介護保険被保険者証 (5) 医療保険被保険者証 (6) 印鑑 (7) 預貯金通帳の写し（直近1年以上の収入、支出状況が記載されている世帯全員のもの） (8) 年金証書等収入状況が確認できるもの	
振興山村等地域に所在する社会福祉法人等が行う訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービスを利用した場合に、利用者負担額を10%から9％に減額する。	1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 特別地域加算に係る訪問介護利用者負担減額対象確認申請書 (2) 介護保険被保険者証	
○利用者負担額 0％（全額免除）	1 申請先 介護保険課 2 必要書類等 (1) 訪問介護利用者負担減額申請書 (2) 介護保険被保険者証 (3) 印鑑	

名 称	目 的	準 拠 法 (介護保険法)	要 件
利用者負担援護事業	特に生計の困難な者が介護保険のサービスを利用した場合に援護金を支給し、経済的負担を軽減する。	要綱(市単)	「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」を利用してもなお生計の維持が困難な者で、次のいずれかの要件を満たす者 1 市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給している者 2 収入・資産等を勘案して、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる者 ※生活保護受給世帯を除く

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
○支給対象サービス 住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費（滞在費）日常生活費などの実費負担額を除く介護給付サービス ○支給額 1 か月の負担額が3,000円を超えた金額 ※高額介護（介護予防）サービス費、高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給額や、訪問介護利用者負担減額等の適用後の利用者負担額を対象とする。	○対象者確認申請 1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 利用者負担援護金支給申請書 (2) 家計状況申出書 (3) 同意書 (4) 介護保険被保険者証 (5) 医療保険被保険者証 (6) 印鑑 (7) 預貯金通帳の写し（直近1年以上の収入、支出状況が記載されている世帯全員のもの） (8) 年金証書等収入状況が確認できるもの ○援護金支給請求 1 申請先 介護保険課又は各支所 2 必要書類等 (1) 利用者負担援護金請求書 (2) 領収書	申請から支給までに3か月程度かかるため、この間支給額の8割までを貸付する制度がある。